

平成29年2月24日 招集

平成29年門真市教育委員会第2回定例会

議案書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
平成29年2月24日（金）午後2時
本館2階大議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について (平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)	1
第4	議案第6号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	5
第5	議案第7号	門真市立保育所条例等の一部改正の申出について	8
第6	議案第8号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	21
第7	議案第9号	門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正の申出について	27
第8	議案第10号	平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について	30
第9	議案第11号	平成29年度教育費等当初予算の見積り申出について	37
第10		諸報告	51

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成28年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成29年2月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成28年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
福祉推進基金繰入金	千円 43,407	千円 △ 38,652	千円 4,755	福祉推進基金 繰入金	千円 △ 38,652	千円 福祉推進基金繰入金減額分 (公立認定こども園整備事業) △ 38,652

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生債	千円 413,300	千円 △ 348,100	千円 65,200	公共施設最適化事業債	千円 △ 348,100	千円 市立認定こども園整備事業債減額分 (公立認定こども園整備事業) △ 348,100

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童通園施設費	千円 728,067	千円 △ 386,752	千円 341,315	工事請負費	千円 △ 386,752	千円 ○子育て支援サービスの充実 公立認定こども園整備事業 △ 386,752 工事請負費 (仮称)市立南認定こども園園舎整備工事減額分 △ 386,752

債務負担行為

変更

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
(仮称) 市立南認定こども園整備事業 (2)	平成28年度 ～ 平成29年度	千円 597,479	平成28年度 ～ 平成29年度	千円 984,231

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国府支出金	地方債	
(仮称) 市立南認定こども園整備事業 (2)	千円 984,231	—	千円 —	平成28年度 ～ 平成29年度	千円 984,231	千円 —	千円 885,800	千円 98,429 2

地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
社会福祉施設等整備	千円 406,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機関資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えするこ とができる。	千円 58,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機関資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えするこ とができる。
計	406,300				58,200			

議案第6号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年2月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うとともに、名称等の変更を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表 (第1条関係)	別表 (第1条関係)																		
1 略	1 略																		
2 教育委員会の附属機関	2 教育委員会の附属機関																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門真市英語教育活動事業委員会</td><td>門真市英語教育活動事業に係る派遣事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td>門真市子ども・子育て会議</td><td>門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td>門真市児童福祉審議会</td><td>次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事</td></tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	門真市英語教育活動事業委員会	門真市英語教育活動事業に係る派遣事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市子ども・子育て会議	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市児童福祉審議会	次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門真市英語教育活動事業委員会</td><td>門真市英語教育活動事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td>門真市子ども・子育て会議</td><td>第77条第1項各号に掲げる事務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td>門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会</td><td>門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td>門真市児童福祉審議会</td><td>次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事</td></tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	門真市英語教育活動事業委員会	門真市英語教育活動事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市子ども・子育て会議	第77条第1項各号に掲げる事務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務	門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市児童福祉審議会	次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事
名称	担任する事務																		
門真市英語教育活動事業委員会	門真市英語教育活動事業に係る派遣事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務																		
門真市子ども・子育て会議	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務																		
門真市児童福祉審議会	次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事																		
名称	担任する事務																		
門真市英語教育活動事業委員会	門真市英語教育活動事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務																		
門真市子ども・子育て会議	第77条第1項各号に掲げる事務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務																		
門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するため必要な事項についての調査審議に関する事務																		
門真市児童福祉審議会	次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事																		

改正後	改正前	
		業の停止命令又は施 設の閉鎖命令 (3) 家庭的保育事業者 等及び放課後児童健 全育成事業者に対す る設備及び運営の向 上のための勧告
3 略	3 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
別表(第1条関係)	別表(第1条関係)
区分	報酬額
略	
英語教育活動事業派遣	
事業者選定委員会委員	略
略	
備考 略	備考 略

議案第7号

門真市立保育所条例等の一部改正の申出について

門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）等の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年2月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立保育所条例等の一部を改正する条例

(門真市立保育所条例の一部改正)

第1条 門真市立保育所条例(平成元年門真市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第3条 保育所の定員は、 <u>規則</u> で定める。	(定員) 第3条 保育所の定員は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
(委任) 第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は <u>教育委員会規則</u> で定める。

(門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正)

第2条 門真市立放課後児童クラブ条例(平成16年門真市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第3条 放課後児童クラブの定員は、 <u>規則</u> で定める。	(定員) 第3条 放課後児童クラブの定員は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
(入会の資格) 第4条 放課後児童クラブに入会することができる児童は、本市に在住し、かつ、小学校に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 当該児童の保護者のいずれもが次のいずれかに該当するもの ア～ウ 略 エ アからウまでに掲げるもののほか、 <u>市長</u> が特に必要と認めた状態にあること。	(入会の資格) 第4条 放課後児童クラブに入会することができる児童は、本市に在住し、かつ、小学校に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 当該児童の保護者のいずれもが次のいずれかに該当するもの ア～ウ 略 エ アからウまでに掲げるもののほか、 <u>門真市教育委員会</u> （以下「委員会」という。）が特に必要と認めた状態にあること。
(2) 前号に掲げるもののほか、健全な育成を図ることが必要と <u>市長</u> が認める児童	(2) 前号に掲げるもののほか、健全な育成を図ることが必要と <u>委員会</u> が認める児童
(入会の許可等) 第5条 放課後児童クラブに児童を入会させようとする保護者は、あらかじめ <u>市長</u> の許	(入会の許可等) 第5条 放課後児童クラブに児童を入会させようとする保護者は、あらかじめ <u>委員会</u> の

改正後	改正前
可を受けなければならない。	許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けて児童が入会できる放課後児童クラブは、当該児童が在籍する小学校内に設置された放課後児童クラブとする。ただし、放課後児童クラブの運営に支障のない場合において、 <u>市長</u> が特に必要と認める児童については、この限りでない。	2 前項の許可を受けて児童が入会できる放課後児童クラブは、当該児童が在籍する小学校内に設置された放課後児童クラブとする。ただし、放課後児童クラブの運営に支障のない場合において、 <u>委員会</u> が特に必要と認める児童については、この限りでない。
(出席停止又は退会)	(出席停止又は退会)
第6条 <u>市長</u> は、放課後児童クラブに在会している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童について一時その出席を停止し、又は退会させることができる。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が不適当と認めるとき。	第6条 <u>委員会</u> は、放課後児童クラブに在会している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童について一時その出席を停止し、又は退会させることができる。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>委員会</u> が不適当と認めるとき。
(委任)	(委任)
第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(門真市民文化会館条例の一部改正)

第3条 門真市民文化会館条例（平成17年門真市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第2条 <u>市長</u> は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって <u>市長</u> が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせることができる。	第2条 <u>門真市教育委員会</u> （以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって <u>委員会</u> が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせることができる。
(指定管理者が行う業務の範囲)	(指定管理者が行う業務の範囲)
第3条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が特に必要と認める業務	第3条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>委員会</u> が特に必要と認める業務

改正後	改正前
(開館時間) 第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>市長</u> の承認を受けて会館の開館時間を変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>規則</u> で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても会館の利用を許可することができる。	(開館時間) 第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>委員会</u> の承認を受けて会館の開館時間を変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会規則</u> で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても会館の利用を許可することができる。
(休館日) 第5条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるとときは、 <u>市長</u> の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。 (1)～(2) 略	(休館日) 第5条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるとときは、 <u>委員会</u> の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。 (1)～(2) 略
(利用許可の取消し等) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく <u>規則</u> 又は利用の許可条件に違反したとき。 (2)～(4) 略 2 略	(利用許可の取消し等) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく <u>教育委員会規則</u> 又は利用の許可条件に違反したとき。 (2)～(4) 略 2 略
(委任) 第15条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	(委任) 第15条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>規則</u> 又は <u>教育委員会規則</u> で定める。
附 則 <u>(市長による管理の特例)</u> 2 <u>市長</u> は、次に掲げる事由により指定管理者が会館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。	附 則 <u>(委員会による管理の特例)</u> 2 <u>委員会</u> は、次に掲げる事由により指定管理者が会館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

改正後	改正前																																																																																				
(1) 略 (2) <u>市長</u> が指定管理者の指定を取り消し、又は会館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 (3) 略 (指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)	(1) 略 (2) <u>委員会</u> が指定管理者の指定を取り消し、又は会館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 (3) 略 (指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)																																																																																				
3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>市長の承認を受けて会館の</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長の承認を受けて休館日に</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6条、第7条、第8条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第10条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> </table>		指定管理者	市長	第4条第1項	市長の承認を受けて会館の					第4条第2項	指定管理者	市長				第5条	指定管理者	市長					市長の承認を受けて休館日に					第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	市長						略	第10条	指定管理者	市長			略	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>委員会の承認を受けて会館の</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員会の承認を受けて休館日に</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6条、第7条、第8条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第10条</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> </table>		指定管理者	委員会	第4条第1項	委員会の承認を受けて会館の					第4条第2項	指定管理者	委員会				第5条	指定管理者	委員会					委員会の承認を受けて休館日に					第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	委員会						略	第10条	指定管理者	委員会			略
	指定管理者	市長																																																																																			
第4条第1項	市長の承認を受けて会館の																																																																																				
第4条第2項	指定管理者	市長																																																																																			
第5条	指定管理者	市長																																																																																			
	市長の承認を受けて休館日に																																																																																				
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	市長																																																																																			
		略																																																																																			
第10条	指定管理者	市長																																																																																			
		略																																																																																			
	指定管理者	委員会																																																																																			
第4条第1項	委員会の承認を受けて会館の																																																																																				
第4条第2項	指定管理者	委員会																																																																																			
第5条	指定管理者	委員会																																																																																			
	委員会の承認を受けて休館日に																																																																																				
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	委員会																																																																																			
		略																																																																																			
第10条	指定管理者	委員会																																																																																			
		略																																																																																			
(市長による管理における使用料の徴収)	(委員会による管理における使用料の徴収)																																																																																				
4 市長は、附則第2項の規定により会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。	4 市長は、附則第2項の規定により <u>委員会</u> が会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。																																																																																				
別表 (第14条関係)	別表 (第14条関係)																																																																																				
1 ホール等	1 ホール等																																																																																				
略	略																																																																																				
備考	備考																																																																																				
1～2 略	1～2 略																																																																																				
3 規則で定めるところにより利	3 教育委員会規則で定めるとこ																																																																																				

改正後	改正前
用時間の延長又は繰上げをする場合の当該延長又は繰上げに係る利用料金は、基本料の3割の額とする。	ろにより利用時間の延長又は繰上げをする場合の当該延長又は繰上げに係る利用料金は、基本料の3割の額とする。
4 略 2～3 略	4 略 2～3 略

(門真市立市民交流会館条例の一部改正)

第4条 門真市立市民交流会館条例(平成17年門真市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第2条 <u>市長</u> は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって <u>市長</u> が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に交流会館の管理を行わせることができる。	第2条 <u>門真市教育委員会</u> (以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって <u>委員会</u> が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に交流会館の管理を行わせることができる。
(指定管理者が行う業務の範囲)	(指定管理者が行う業務の範囲)
第3条 前条の規定により指定管理者に交流会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が特に必要と認める業務	第3条 前条の規定により指定管理者に交流会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>委員会</u> が特に必要と認める業務
(開館時間)	(開館時間)
第4条 交流会館の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>市長</u> の承認を受けて交流会館の開館時間を変更することができる。	第4条 交流会館の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>委員会</u> の承認を受けて交流会館の開館時間を変更することができる。
(休館日)	(休館日)
第5条 交流会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>市長</u> の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができ	第5条 交流会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>委員会</u> の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができ

	改正後	改正前																		
	<p>る。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p>	<p>きる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p>																		
	<p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則<u>又は教育委員会規則</u>で定める。</p>																		
	<p>附 則</p> <p><u>(市長による管理の特例)</u></p> <p>2 <u>市長</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が交流会館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市長</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は交流会館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(委員会による管理の特例)</u></p> <p>2 <u>委員会</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が交流会館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>委員会</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は交流会館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																		
第4条	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長の承認を受けて</td> <td>交流会館</td> </tr> <tr> <td></td> <td>けて交流会館の</td> <td>の</td> </tr> </table>		指定管理者	市長		市長の承認を受けて	交流会館		けて交流会館の	の	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員会の承認を受けて</td> <td>交流会館</td> </tr> <tr> <td></td> <td>けて交流会館の</td> <td>の</td> </tr> </table>		指定管理者	委員会		委員会の承認を受けて	交流会館		けて交流会館の	の
	指定管理者	市長																		
	市長の承認を受けて	交流会館																		
	けて交流会館の	の																		
	指定管理者	委員会																		
	委員会の承認を受けて	交流会館																		
	けて交流会館の	の																		

改正後			改正前		
第5条	指定管理者	市長		の	
	市長の承認を受けて休館日に		第5条	指定管理者	委員会
	第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	委員会の承認を受けて休館日に		休館日に
		市長	第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	委員会
	略			略	
第10条	指定管理者	市長	第10条	指定管理者	委員会
	略			略	
(市長による管理における使用料の徴収)			(委員会による管理における使用料の徴収)		
4	市長は、附則第2項の規定により交流会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。		4	市長は、附則第2項の規定により委員会が交流会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。	

(門真市文化芸術振興条例の一部改正)

第5条 門真市文化芸術振興条例（平成19年門真市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本方針)	(基本方針)
第6条 市長は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。	第6条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。
2 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する門真市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。	2 委員会は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する門真市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。
3 市長は、基本方針を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。	3 委員会は、基本方針を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
4 略	4 略
(門真市文化芸術振興審議会)	(門真市文化芸術振興審議会)
第8条 市長の諮問に応じ、基本方針の策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重	第8条 委員会の諮問に応じ、基本方針の策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重

改正後	改正前
要事項を調査審議するため、門真市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。	重要事項を調査審議するため、門真市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 略	2 略
3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから <u>市長</u> が委嘱する。 (1)～(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が必要と認める者	3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから <u>委員会</u> が委嘱する。 (1)～(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>委員会</u> が必要と認める者
4 略	4 略
5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。

（門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（基本理念）	（基本理念）
第3条 この条例に定める基準は、 <u>市長</u> の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第3条 この条例に定める基準は、 <u>門真市教育委員会</u> （以下「委員会」という。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
（基準の向上）	（基準の向上）
第4条 <u>市長</u> は、門真市児童福祉審議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	第4条 <u>委員会</u> は、門真市児童福祉審議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 略	2 略

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第11条	第11条
1～3 略	1～3 略
4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。	4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、 <u>市長</u> が適当と認めた者	(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、 <u>委員会</u> が適当と認めた者
5～6 略	5～6 略

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本理念)	(基本理念)
第3条 この条例に定める基準は、 <u>市長</u> の監督に属する家庭的保育事業等を利用していいる乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第3条 この条例に定める基準は、 <u>門真市教育委員会</u> （以下「委員会」という。）の監督に属する家庭的保育事業等を利用していいる乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
(基準の向上)	(基準の向上)
第4条 市長は、門真市児童福祉審議会（門	第4条 委員会は、門真市児童福祉審議会（門

改正後	改正前
<p>真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(設備の基準)</p> <p>第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、<u>市長</u>が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(職員)</p>	<p>真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(設備の基準)</p> <p>第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、<u>委員会</u>が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(職員)</p>
<p>第24条</p> <p>1 略</p> <p>2 家庭的保育者は、<u>市長</u>が行う研修（<u>市長</u>が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると<u>市長</u>が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（<u>市長</u>が行う研修（<u>市長</u>が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とす</p>	<p>第24条</p> <p>1 略</p> <p>2 家庭的保育者は、<u>委員会</u>が行う研修（<u>委員会</u>が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると<u>委員会</u>が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（<u>委員会</u>が行う研修（<u>委員会</u>が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以</p>

改正後	改正前
る。	下とする。
(職員)	(職員)
第32条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として <u>市長</u> が行う研修 (<u>市長</u> が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (次項において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	第32条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として <u>委員会</u> が行う研修 (<u>委員会</u> が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (次項において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。
2~3 略	2~3 略
(小規模型事業所内保育事業所の職員)	(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第48条 事業所内保育事業 (利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として <u>市長</u> が行う研修 (<u>市長</u> が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (次項において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	第48条 事業所内保育事業 (利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として <u>委員会</u> が行う研修 (<u>委員会</u> が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (次項において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
2~3 略	2~3 略
附 則	附 則
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)
6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園 (子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。) 又は	6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園 (子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。) 又は

改正後	改正前
<p>家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると<u>市長</u>が認める者を置かなければならない。</p> <p>7 前項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると<u>市長</u>が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると<u>委員会</u>が認める者を置かなければならない。</p> <p>7 前項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると<u>委員会</u>が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第8号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の申出について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年2月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

市費負担教員の給与の改定を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等
に関する条例の一部を改正する条例

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条
例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
1	150,900 円
2	152,400
3	153,900
4	155,400
5	157,100
6	159,000
7	160,800
8	162,600
9	164,400
10	166,500
11	168,500
12	170,500
13	172,500
14	174,700
15	176,900
16	179,100
17	181,400
18	184,000
19	186,500
20	189,000
21	191,500
22	193,200
23	194,900
24	196,600
25	198,100
26	199,700
27	201,300
28	202,900
29	204,600
30	206,700
31	208,800
32	210,800
33	212,400
34	214,500
35	216,600
36	218,700
37	220,700
38	222,700
39	224,700
40	226,500

41	228, 500
42	230, 200
43	232, 000
44	233, 700
45	235, 500
46	237, 300
47	239, 100
48	240, 900
49	242, 800
50	244, 400
51	246, 000
52	247, 500
53	248, 800
54	250, 500
55	252, 100
56	253, 800
57	255, 100
58	256, 600
59	258, 000
60	259, 500
61	261, 000
62	262, 500
63	264, 000
64	265, 400
65	266, 600
66	268, 200
67	269, 800
68	271, 400
69	273, 000
70	274, 500
71	276, 000
72	277, 500
73	278, 600
74	279, 900
75	281, 200
76	282, 500
77	283, 800
78	285, 000
79	286, 100
80	287, 300
81	288, 400
82	289, 600
83	290, 800
84	292, 000

85	292, 900
86	293, 900
87	294, 900
88	295, 900
89	296, 700
90	297, 600
91	298, 500
92	299, 400
93	299, 800
94	300, 600
95	301, 400
96	302, 200
97	303, 100
98	303, 900
99	304, 700
100	305, 500
101	306, 300
102	306, 800
103	307, 300
104	307, 700
105	307, 900
106	308, 100
107	308, 400
108	308, 600
109	308, 800
110	309, 100
111	309, 300
112	309, 600
113	309, 800
114	310, 100
115	310, 400
116	310, 700
117	310, 900
118	311, 200
119	311, 500
120	311, 700
121	311, 900
122	312, 100
123	312, 300
124	312, 500
125	312, 700

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第9号

門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正の申出について

門真市立旧第六中学校運動広場条例（平成23年門真市条例第23号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年2月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立旧第六中学校運動広場内の体育館を廃止するにつき、本案を提出するものである。

門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部を改正する条例

門真市立旧第六中学校運動広場条例（平成23年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>(施設)</u> 第2条 運動広場に次に掲げる施設を置く。 (1) <u>体育館</u> (2) <u>グラウンド</u>
第2条 略	第3条 略
第3条 略	第4条 略
第4条 略	第5条 略
第5条 略 (使用料の減免)	第6条 略 (使用料の減免)
第6条 市長は、規則で定めるところにより、 使用料（ <u>照明設備使用料</u> を除く。）を減額し、又は免除することができる。	第7条 市長は、規則で定めるところにより、 使用料（ <u>グラウンド</u> <u>照明設備使用料</u> を除く。）を減額し、又は免除することができる。
第7条 略	第8条 略
第8条 略	第9条 略
第9条 略 (原状回復義務)	第10条 略 (原状回復義務)
第10条 使用者は、運動広場の使用を終了したとき又は 第4条第1項 の規定により使用的許可が取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。 2 略	第11条 使用者は、運動広場の使用を終了したとき又は 第5条第1項 の規定により使用的許可が取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。 2 略
第11条 略	第12条 略
第12条 略	第13条 略

改正後			改正前		
別表 (第5条関係)			別表 (第6条関係)		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
運動広場使用料			体育館使用料	1時間	全面 500円
照明設備使用料		(略)		当たり	半面 250円

備考

- 1 運動広場の使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、切り上げて1時間とし、照明設備の使用時間に30分未満の端数が生じたときは、切り上げて30分とする。
- 2 運動広場の使用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

区分	単位	使用料
グラウンド使 用料		
グラウンド照 明設備使用料		(略)

備考

- 1 体育館及びグラウンドの使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、切り上げて1時間とし、グラウンド照明設備の使用時間に30分未満の端数が生じたときは、切り上げて30分とする。
- 2 体育館及びグラウンドの使用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の門真市立旧第六中学校運動広場条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により設置されていた体育館の使用に係る使用料の納付及び還付、原状回復並びに損害賠償については、旧条例第6条第2項ただし書、第8条ただし書、第11条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。

議案第10号

平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成28年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年2月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成28年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 701,335	千円 △ 68,401	千円 632,934	社会資本整備 総合交付金	千円 △ 68,401	千円 住宅市街地総合整備事業費補助金減額分 (（仮称）市立総合体育館建設事業) △ 68,401

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
文化芸術振興基金繰入金	千円 15,259	千円 △ 3,656	千円 11,603	文化芸術振興 基金繰入金	千円 △ 3,656	千円 文化芸術振興基金繰入 金減額分 (市民文化会館及び市民交流会館運営事業) △ 3,655
まちづくり整備基金繰入金	631,082	△ 18,263	612,819	まちづくり整 備基金繰入金	△ 18,263	まちづくり整備基金繰 入金減額分 (（仮称）市立総合体育館建設事業) △ 18,263

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
総務債	千円 97,300	千円 △ 10,600	千円 86,700	一般事業債	千円 △ 10,600	千円 公共施設整備事業債減額分 (市民文化会館及び市民交流会館運営事業) △ 10,600
民生債	65,200	△ 5,800	59,400	公共施設等耐震化事業債	△ 7,000	公共施設等耐震化事業債減額分 (公立保育所運営事業) △ 7,000
				緊急防災・減災事業債	1,200	公共施設等耐震化事業債 (公立保育所運営事業) 1,200
教育債	2,213,900	68,400	2,282,300	住宅市街地総合整備事業債	68,400	住宅市街地総合整備事業債追加分 (（仮称）市立総合体育館建設事業) 68,400

歳出

(款) 総務費 (項) 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
文化芸術振興費	千円 163,669	千円 △ 14,256	千円 149,413	委託料	千円 △ 14,256	千円 ○市民文化・芸術活動の支援 市民文化会館及び市民交流会館運営事業 △ 14,256 委託料 市民文化会館舞台施設等大規模改修実施設計業務委託料減額分 △ 14,256

(款) 民生費

(項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童福祉 総務費	千円 356,403	千円 5,069	千円 361,472	償還金利子及び割引料	千円 5,069	○子育て支援サービスの充実 つどいの広場運営事業 147 償還金利子及び割引料 平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 147 子ども・子育てサービス利用者支援事業 271 償還金利子及び割引料 平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 271 ○児童の健全育成の支援 放課後児童クラブ運営事業 4,651 償還金利子及び割引料 平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 4,651
保育園費	672,305	△ 7,621	664,684	委託料	△ 7,621	○保育サービスの充実 公立保育所運営事業 △ 7,621 委託料 市立保育所耐震補強工事実施設計業務委託料減額分 △ 7,621

(款) 教育費 (項) 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
幼稚園管理費	千円 193,936	千円 115	千円 194,051	償還金利子及び割引料	千円 115	○幼児（就学前）教育の充実 公立幼稚園運営事業 115 償還金利子及び割引料 平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 115

(款) 教育費 (項) 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円 2,971,898	千円 △ 18,264	千円 2,953,634	備品購入費	千円 △ 18,264	○スポーツ活動推進体制の充実 (仮称) 市立総合体育館建設事業 △ 18,264 備品購入費 (仮称) 市立総合体育館用備品費減額分 △ 18,264

費許明越縲

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	公立保育所運営事業	千円 1,299
教育費	保育体育費	(仮称)市立総合体育館建設事業(体育施設用備品)	70,658

地方債補正

変更、

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
公共施設整備	千円 51,200		8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年内に据置かつ30年内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 40,600		8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年内に据置かつ30年内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
住宅市街地総合整備	2,357,400	普通貸借又は証券発行			2,425,800	普通貸借又は証券発行		
緊急防災・減災	60,900				62,100			
計	2,469,500				2,528,500			

廃止

起債の目的	限 度 額	備 考
防災対策	千円 7,000	事業の見直し及び起債の目的の変更による廃止
計	7,000	

議案第11号

平成29年度教育費等当初予算の見積り申出について

平成29年度教育費等当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年2月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成29年度 教育費等当初予算見積書

歳 入

単位 千円

項目	平成29年度予算見積額	平成28年度予算見積額	説明
1. 民生費負担金	141, 111	213, 325	・保育所運営費受託料 ・保育所個人負担金 ・助産施設等委託個人負担金
2. 衛生費負担金	66	50	・未熟児養育医療負担金
3. 教育費負担金	2, 600	2, 632	・日本スポーツ振興センター負担金
4. 総務使用料	1, 000	1, 048	・市民文化会館レストラン等使用料
5. 民生使用料	66, 912	69, 681	・旧さつき園・くすのき園使用料滞納繰越分 ・放課後児童クラブ使用料 ・行政財産目的外使用料 ・こども発達支援センター使用料
6. 教育使用料	10, 530	20, 371	・幼稚園使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・旧第六中学校運動広場使用料 ・行政財産目的外使用料
7. 民生費国庫負担金	2, 546, 748	2, 509, 646	・子どものための教育・保育給付費負担金 ・助産施設等委託負担金 ・児童扶養手当負担金 ・児童手当負担金
8. 衛生費国庫負担金	5, 132	3, 361	・未熟児養育医療給付負担金
9. 総務費国庫補助金	17, 811	4, 665	・社会资本整備総合交付金
10. 民生費国庫補助金	115, 560	600, 661	・子ども・子育て支援交付金 ・保育対策総合支援事業費補助金 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 ・児童虐待防止対策等支援事業費補助金 ・母子家庭等対策総合支援事業費補助金 ・子どものための教育・保育給付費補助金
11. 教育費国庫補助金	46, 140	1, 083, 047	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・社会资本整備総合交付金 ・インクルーシブ教育システム推進事業補助金
12. 民生費委託金	667	558	・特別児童扶養手当事務取扱交付金
13. 民生費府負担金	804, 833	771, 296	・子どものための教育・保育給付費負担金 ・助産施設等委託負担金 ・児童手当負担金
14. 衛生費府負担金	2, 566	1, 680	・未熟児養育医療給付負担金
15. 民生費府補助金	1, 542, 262	246, 878	・保育対策総合支援事業費補助金 ・安心こども基金特別対策事業費補助金 ・ひとり親家庭医療助成補助金 ・乳幼児医療助成補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・大阪府母子寡婦福祉資金貸付金事務交付金 ・助産施設等認可事務交付金 ・児童福祉施設（保育所・児童館）設置認可等事務交付金 ・認可外保育施設設置届出受理等事務交付金 ・新子育て支援交付金 ・子どものための教育・保育給付費補助金

16. 教育費府補助金	10,500	21,419	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援交付金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 ・スクール・エンパワーメント推進事業費補助金 ・帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金 ・子育て支援分野特別枠
17. 文化芸術振興基金繰入金	81,996	15,259	・文化芸術振興基金繰入金
18. 福祉推進基金繰入金	0	34,136	・福祉推進基金繰入金
19. まちづくり整備基金繰入金	188,495	390,201	・まちづくり整備基金繰入金
20. 教育振興基金繰入金	64,764	25,300	・教育振興基金繰入金
21. 日本スポーツ振興センター 医療費貸付金元利収入	30	30	・貸付金戻入
22. 学校給食用物資購入運転 資金貸付金元利収入	4,000	4,000	・貸付金戻入
23. 雜入	152,505	143,085	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー使用料 ・光熱水費等徴収金 ・障がい児通所給付費 ・こども発達支援センター食費負担金 ・こども発達支援センター実習生謝礼金 ・給食用廃油壳却代金 ・電話使用料 ・保育所主食負担金 ・賠償保険金 ・市史等販売代金 ・文化財ガイドブック販売代金 ・給食棟設備等使用料 ・幼稚園バス借上料個人負担金 ・淀川公園グラウンド使用料個人負担金 ・プール入場引換券壳払代金 ・スポーツ振興くじ助成金 ・民間保育所施設整備事業臨時補助金返還金 ・民間保育所緊急整備事業補助金返還金
24. 総務債	81,800	10,600	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備事業債 ・市民文化会館特定天井耐震化事業債
25. 民生債	1,010,200	447,200	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所等整備助成事業債 ・市立認定こども園整備事業債 ・公共施設等耐震化事業債
26. 教育債	37,300	2,880,400	<ul style="list-style-type: none"> ・支援教室等整備事業債 ・大和田幼稚園遊戯室空調設備整備事業債 ・二島小学校給食棟整備事業債 ・沖小学校給食棟整備事業債
合 計	6,935,528	9,500,529	

歳出(学校教育部)

款 教育費

単位 千円

項目	平成29年度予算見積額	平成28年度予算見積額	説明
1. 教育総務費	673,981	683,345	
(1) 教育委員会費	6,561	6,561	・委員会定例会等事業
(2) 事務局費	324,473	295,183	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある門真の教育づくり事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・学校施設營繕事業 ・職員労働安全衛生事業 ・学校OA化事業
(3) 教育振興費	319,697	358,380	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・教育課程事業 ・就学援助事業 ・奨学金事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・教職員研修事業 ・情報教育推進事業 ・学力調査推進事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・特別支援教育推進・看護師派遣事業 ・「まなび舎Youth」事業 ・学校図書館司書配置事業 ・中学生放課後学習支援Kadoma塾事業 ・研究指定校・教育課程研究活動事業 ・英語指導員配置事業
(4) 人権教育推進費	9,465	9,415	・人権教育推進支援事業
(5) 教育センター費	13,785	13,806	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室等運営事業 ・教職員研修事業
2. 小学校費	953,535	2,090,163	
(1) 学校管理費	953,535	2,090,163	<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算配当事業 ・学校施設營繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校安全推進事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業

			<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・小学校運動場芝生化事業
3. 中学校費	420,868	408,304	
(1) 学校管理費	356,655	344,129	<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算配当事業 ・学校施設營繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業
(2) 学校建設費	64,213	64,175	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 保健体育費	275,619	282,500	
(1) 保健体育総務費	275,619	282,500	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業
小計	2,324,003	3,464,312	
合計	2,324,003	3,464,312	

歳 出（生涯学習部）

款 総務費

単位 千円

項目	平成29年度予算見積額	平成28年度予算見積額	説明
1. 総務管理費	314,228	163,669	
(1) 文化芸術振興費	314,228	163,669	・国際交流推進事業 ・市民文化会館及び市民交流会館運営事業
小計	314,228	163,669	

款 教育費

項目	平成29年度予算見積額	平成28年度予算見積額	説明
1. 社会教育費	450,187	483,107	
(1) 社会教育総務費	166,910	191,258	・社会教育振興事業 ・文化の日式典事業 ・社会環境の整備事業 ・社会教育活動促進事業 ・文化施設予約システム運用事業 ・(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業 ・文化芸術振興事業 ・歴史資料館運営事業 ・歴史遺産整備事業
(2) 青少年費	20,180	21,170	・子どもの安全見守り事業 ・学校支援地域本部事業 ・青少年社会環境整備事業 ・成人祭事業 ・青少年の主張事業 ・「まなび舎Kids」事業 ・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 ・めざせ世界へはばたけ事業
(3) 社会教育施設費	17,915	18,161	・市立文化会館運営事業
(4) 公民館費	19,957	20,137	・公民館運営事業
(5) 図書館費	119,028	128,681	・図書館運営事業 ・図書館市民プラザ分館運営事業 ・読み聞かせ事業 ・ブックスタート事業 ・学校等読書活動推進支援事業
(6) 市民プラザ費	106,197	103,700	・生涯学習センター運営事業 ・市民プラザ運営事業

2. 保健体育費	274, 518	3, 272, 407	
(1) 保健体育総務費	49, 919	59, 028	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員育成事業 ・スポーツ団体育成事業 ・校区体育祭補助事業 ・学校体育施設開放事業 ・東和薬品 R A C T A B ドームプール補助事業 ・スポーツ・レクリエーション大会事業
(2) 体育施設費	224, 570	3, 213, 093	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第六中学校運動広場運営管理事業 ・旧北小学校体育馆・運動広場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業 ・テニスコート・青少年運動広場運営管理事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業 ・総合体育馆運営管理事業
(3) 市民プラザ費	29	286	・市民プラザ体育馆・グラウンド運営管理事業
小 計	724, 705	3, 755, 514	
合 計	1, 038, 933	3, 919, 183	

歳出(こども未来部)

款 民生費

項目	平成29年度予算見積額	平成28年度予算見積額	説明
1. 社会福祉費	378,857	370,983	
(1) 社会福祉総務費	269,058	269,588	・職員等の人事費に関する事務
(2) ひとり親家庭医療助成費	109,799	101,395	・ひとり親家庭医療助成事業
2. 児童福祉費	9,785,179	7,973,848	
(1) 児童福祉総務費	353,374	441,578	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・保育所入所等事業 ・保育所等の認可・確認・届出に関する事務 ・子ども・子育て支援事業計画に関する事務 ・子どもの貧困対策事業 ・保育料コールセンター運営事業 ・保育料コンビニ収納事業 ・地域子育て支援事業 ・なかよし広場運営事業 ・ファミリー・サポート・センター運営事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て応援ポータルサイト運営事業 ・赤ちゃんの駅設置事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・子ども・子育てサービス利用者支援事業 ・公立保育所運営事業 ・放課後児童クラブ運営事業 ・家庭児童相談事業 ・ひとり親自立支援事業
(2) 児童措置費	7,018,802	5,864,335	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・民間保育所入所委託事務 ・助産施設入所事業 ・母子生活支援施設入所事業 ・施設型給付事務 ・一時預かり事業 ・簡易・家庭保育施設補助事業 ・民間保育所等運営補助事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・保育定員拡充事業
(3) 保育園費	661,936	706,018	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援事業 ・公立保育所運営事業
(4) 児童通園施設費	1,403,089	658,864	<ul style="list-style-type: none"> ・公立認定こども園整備事業 ・こども発達支援センター運営事業
(5) こども医療助成費	347,978	303,053	・こども医療助成事業
小計	10,164,036	8,344,831	

款 衛生費

単位 千円

項目	平成29年度予算見積額	平成28年度予算見積額	説明
1. 保健衛生費	10,733	7,190	
(1) 保健衛生総務費	10,733	7,190	・未熟児養育医療給付事業
小計	10,733	7,190	

款 教育費

項目	平成29年度予算見積額	平成28年度予算見積額	説明
1. 教育総務費	1,169	770	
(1) 事務局費	1,009	610	・幼児教育推進事業
(2) 人権教育推進費	160	160	・人権教育推進支援事業
2. 幼稚園費	315,008	354,342	
(1) 幼稚園管理費	133,254	194,473	・公立幼稚園運営事業 ・健康診断事業 ・幼稚園施設整備事業
(2) 教育振興費	181,754	159,869	・私立幼稚園児保護者補助事業 ・私立幼稚園就園奨励費補助事業
小計	316,177	355,112	
合計	10,490,946	8,707,133	

債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
保育料徴収コールセンター業務委託 (3)	平成29年度	7,728	
	平成32年度		
保育料コンビニエンスストア収納代行事務委託 (3)	平成29年度	894	
	平成32年度		
放課後児童クラブ運営業務委託 (14)	平成29年度	70,792	
	平成30年度		
英語教育活動派遣業務委託 (5)	平成29年度	13,352	
	平成30年度		
海外派遣研修業務委託 (6)	平成29年度	5,208	
	平成30年度		
学校給食調理業務委託 (19)	平成29年度	378,525	
	平成32年度		

地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 方 法
公 共 施 設 整 備	千円 104,100		8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府 地方公共団体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
社会福祉施設等整備	1,010,200	普通貸借 又 は 証券発行			
学校教育施設等整備	15,000				
計	1,129,300				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
小学校空調設備整備事業	千円 175,676	平成17年度 ↓ 平成28年度	千円 93,240	平成29年度	千円 7,770	千円 -	千円 -	千円 -	千円 7,770
中学校空調設備整備事業	105,628	平成17年度 ↓ 平成28年度	49,140	平成29年度	4,095	-	-	-	4,095
中学校空調設備整備事業 (2)	418,128	平成18年度 ↓ 平成28年度	257,565	平成29年度 ↓ 平成30年度	46,830	-	-	-	46,830
小学校空調設備整備事業 (2)	807,822	平成19年度 ↓ 平成28年度	415,958	平成29年度 ↓ 平成31年度	124,788	-	-	-	124,788
門真市民プラザ空調設備整備事業	143,000	平成19年度 ↓ 平成28年度	73,600	平成29年度 ↓ 平成31年度	22,080	-	-	-	22,080
くすのき園さつき園空調設備整備事業	27,960	平成20年度 ↓ 平成28年度	10,836	平成29年度 ↓ 平成31年度	-	-	-	-	-
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業	3,404,400	平成21年度 ↓ 平成28年度	1,839,787	平成29年度 ↓ 平成38年度	820,733	-	-	-	820,733
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業 (平成26年4月1日消費税率改正分)	6,567	平成25年度 ↓ 平成28年度	1,515	平成29年度 ↓ 平成38年度	5,052	-	-	-	5,052
青少年活動センター空調設備整備事業	18,525	平成24年度 ↓ 平成28年度	4,328	平成29年度 ↓ 平成37年度	9,738	-	-	-	9,738
放課後児童クラブ機械警備委託	18,971	平成25年度 ↓ 平成28年度	1,944	平成29年度 ↓ 平成30年度	1,296	-	-	-	1,296
こども発達支援センター機械警備委託	3,280	平成26年度 ↓ 平成28年度	1,089	平成29年度 ↓ 平成30年度	726	-	-	-	726
こども発達支援センター電話設備整備事業	4,729	平成25年度 ↓ 平成28年度	672	平成29年度 ↓ 平成31年度	672	-	-	-	672
こども発達支援センター空調設備整備事業	56,700	平成25年度 ↓ 平成28年度	12,364	平成29年度 ↓ 平成38年度	41,220	-	-	-	41,220
小中学校・幼稚園施設等警備業務委託	571,038	平成25年度 ↓ 平成28年度	200,544	平成29年度 ↓ 平成30年度	139,852	-	-	-	139,852
市民文化会館等指定管理委託(2)	667,919	平成25年度 ↓ 平成28年度	395,844	平成29年度 ↓ 平成30年度	263,540	-	-	-	263,540

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
保育料徴収コールセンター業務委託(2)	千円 6,106	平成26年度 ↓ 平成28年度	千円 3,918	平成29年度	千円 1,959	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,959
保育料コンビニエンスストア収納代行事務委託(2)	1,218	平成27年度 ↓ 平成28年度	456	平成29年度	238	-	-	-	238
放課後児童クラブ運営業務委託(11)	193,109	平成26年度 ↓ 平成28年度	121,750	平成29年度	64,370	27,096	-	17,142	20,132
学校給食調理業務委託(15)	346,373	平成26年度 ↓ 平成28年度	217,930	平成29年度	124,343	-	-	-	124,343
テニスコート・青少年運動広場指定管理業務委託	21,960	平成26年度 ↓ 平成28年度	8,640	平成29年度 ↓ 平成31年度	12,960	-	-	-	12,960
口座振替収納業務委託(2)	1,456	平成27年度 ↓ 平成28年度	237	平成29年度 ↓ 平成30年度	425	-	-	-	425
放課後児童クラブ運営業務委託(12)	265,470	平成27年度 ↓ 平成28年度	88,490	平成29年度 ↓ 平成30年度	176,980	88,034	-	44,928	44,018
放課後児童クラブ運営業務委託(11) (新制度対応分)	606	平成28年度	303	平成29年度	303	136	-	86	81
公共施設予約システム運用事業	38,891	平成28年度	6,916	平成29年度 ↓ 平成32年度	26,417	-	-	-	26,417
図書館システム業務委託(3)	50,199	平成28年度	5,956	平成29年度 ↓ 平成32年度	23,327	-	-	-	23,327
学校給食調理業務委託(16)	188,136	平成27年度 ↓ 平成28年度	58,248	平成29年度 ↓ 平成30年度	116,496	-	-	-	116,496
門真市民プラザ等指定管理委託	654,289	平成27年度 ↓ 平成28年度	129,980	平成29年度 ↓ 平成32年度	522,419	-	-	-	522,419
学校給食調理業務委託(17)	94,080	平成27年度 ↓ 平成28年度	27,164	平成29年度 ↓ 平成30年度	54,328	-	-	-	54,328
放課後児童クラブ運営業務委託(13)	170,198	平成28年度	-	平成29年度 ↓ 平成30年度	170,198	80,309	-	38,016	51,873
(仮称)市立南認定こども園整備事業(2)	984,231	平成28年度	-	平成29年度	984,231	-	885,800	98,429	2

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
こども発達支援センター通園バス運転業務委託(2)	千円 23,912	平成28年度	-	平成29年度 ↓ 平成31年度	千円 23,912	千円 -	千円 -	千円 -	千円 23,912
英語教育活動業務委託(4)	12,222	平成28年度	-	平成29年度	12,222	9,643	-	-	2,579
海外派遣研修業務委託(5)	5,065	平成28年度	-	平成29年度	5,065	-	-	-	5,065
学校給食調理業務委託(18)	185,589	平成28年度	-	平成29年度 ↓ 平成31年度	173,226	-	-	-	173,226
総合体育館指定管理委託	377,460	-	-	平成29年度 ↓ 平成33年度	377,460	-	-	-	377,460
保育料徴収コールセンター業務委託(3)	7,728	-	-	平成29年度 ↓ 平成32年度	7,728	-	-	-	7,728
保育料コンビニエンスストア収納代行事務委託(3)	894	-	-	平成29年度 ↓ 平成32年度	894	-	-	-	894
放課後児童クラブ運営業務委託(14)	70,792	-	-	平成29年度 ↓ 平成30年度	70,792	31,174	-	13,824	25,794
英語教育活動派遣業務委託(5)	13,352	-	-	平成29年度 ↓ 平成30年度	13,352	-	-	-	13,352
海外派遣研修業務委託(6)	5,208	-	-	平成29年度 ↓ 平成30年度	5,208	-	-	-	5,208
学校給食調理業務委託(19)	378,525	-	-	平成29年度 ↓ 平成32年度	378,525	-	-	-	378,525

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の改正について
2	平成29年度当初教職員数の見通し等について